

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間		
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）					
新增設	100,000 超	増加	50 超	不均一課税 （固定資産税課税対象額の） 初年度 0.7% 2年度 1.05% 3年度 1.225%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
多賀町工場誘致条例	S45.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中部圏開発整備法の都市計画区域以外</li> <li>○新設または増設 投下資金 5,000 万円以上 または従業員 50 人以上</li> <li>○公害が発生しないと認められた場合</li> </ul>	工場設置奨励金 ○固定資産税課税対象額 初年度 0.7% 2年度 0.35% 3年度 0.175%